

儲かりそうと暗号資産を購入したが大幅下落！！

Q ネット著名人のサイトがきっかけで暗号資産を 100 万円購入したが、運用開始後価値が大幅下落。困難と理解しているが、可能なら返金してほしい。

(40 歳・女性)

A 仮想通貨は「円」のように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。また、金融庁や財務局などの官公署の職員が推薦することや購入に関する勧誘を行うことは一切ありません。仮想通貨には様々なリスクがあり、連絡不能になる悪質な場合もあります。交換業者は、金融庁・財務局への登録が必要であり、利用者に対して取り扱う仮想通貨の仕組みやリスクの説明・取引の内容(取引金額等)や手数料の説明・取引記録や残高を情報提供する義務があります。「必ず値上がりする」などの説明は鵜呑みにせず、リスクが理解できなければ契約をしないことです。暗号資産が持つ話題性を利用したり、交換事業に関する法改正に便乗する詐欺や悪質商法にご注意ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきつとプラザ 2階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）